

マイナ保険証への移行、健康保険証の廃止（最終案内）

- 現行健康保険証は、2024年12月2日に廃止され、以降発行いたしません。12月2日からは医療機関等に「マイナ保険証」を提示して受診することが基本になります。
- 「マイナ保険証」の利用申込みが未了の方（被扶養者を含め）は、速やかに申込みを完了してください。
- 12月2日以降の対応は、下記のとおりです。

1. 「マイナ保険証」の利用

- 医療機関等を受診の際は、「マイナ保険証」をご利用ください。（別紙リフレット参照）

① メリット	<ul style="list-style-type: none">・医療費を節約でき自己負担も低くなります。（医療機関・薬局で20円、再診では10円）・過去のお薬情報や健康診断結果を見られるようになるため、よりよい医療を受けることができます。・手続なしで高額医療の限度額を超える支払が免除されます。
② 利用登録	<p>利用登録は、下記で簡単にできます。</p> <ul style="list-style-type: none">・医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う。・「マイナポータル」から行う。・セブン銀行ATMから行う。 等
③ マイナンバーの届出	<ul style="list-style-type: none">・被保険者番号との紐付けに必要ですので、資格取得（入社）、被扶養者認定申請時にもれなくマイナンバーを届出（事業主経由）してください。・届出がない場合、「マイナ保険証」は利用できません。また、原則「資格情報のお知らせ」「資格確認書」も発行しません。
④ 利用開始時期	<ul style="list-style-type: none">・資格取得（入社日）、被扶養者認定申請受付から10日～14営業日後（書類不備や届出住所が住民票と相違する場合等は解決後）に利用可能になります。・「マイナ保険証」の利用可否は、各自「マイナポータル」で確認できます。（「マイナ保険証」の利用登録が必要）・また、登録完了後、健保組合から「資格情報のお知らせ」を事業主経由で送付します。

2. 現行健康保険証の取扱い

○12月2日以降の健康保険証の取扱いは下記になります。

① 健康保険証の廃止	・12月2日以降を交付日とする健康保険証は発行しません。 ※12/1入社者、11/20頃以降に提出された被扶養者、氏名変更、再発行申請者等含む
② 現行健康保険証の有効期限	・すでに発行済の健康保険証は2025年12月1日まで有効。 ※ただし、銀行口座開設時等の身分証明書には利用できません。
③ 氏名変更等	・「マイナ保険証」に反映するため、氏名変更届出は必要です。また、2025年12月1日までは、現健康保険証を届出書に添付ください。 ・氏名変更があっても健康保険証は再発行しません。
④ 滅失・棄損等の再発行	・紛失した場合等の再発行は行いません。「マイナ保険証」を利用してください。 ※滅失・棄損の届出は不要です。
⑤ 退職時等の返納・回収	・2025年12月1日までに退職等した場合は、健康保険証の返納・回収が必要です。(紛失の場合は、滅失届) ※2025年12月2日以降は、保険証として利用できませんので、返納・回収は不要です。各自で処分してください。
⑥ 限度額適用認定証・高齢受給者証等	・「マイナ保険証」で対応可(手続き不要)のですので、原則発行しません。 ※「資格確認書」の交付等「マイナ保険証」を利用できない方は、申請等により発行します。 ※すでに発行済のものは、有効です。

※各種申請・届出は、事業主経由で提出してください。

3. 「資格情報のお知らせ」の交付

○12月2日以降、健保組合での資格およびマイナンバー登録後に全員に交付します。

① 目的・記載内容	・健康保険の資格取得・マイナンバーの登録が完了したことをお知らせ(被保険者番号等)するために、「資格情報のお知らせ」を書面で交付します。 ・記載内容：氏名、記号・被保険者番号、保険者情報 ※A4、右下にカードサイズでも表示。切り取って利用が可能。 ※マイナンバーの届出がない場合は、発行しません。
② 用途	・ご自身の健康保険資格情報を確認するため。(マイナポータルでも確認可) ※「資格情報のお知らせ」は健康保険証ではないので、当お知らせで医療機関等を受診することはできません。

	※「マイナ保険証」が利用できない一部の医療機関では、マイナンバーカードと同時に提示することで受診できます。
③ 発行時期	・「マイナ保険証」の利用開始日（前述 1. ④参照）後に、事業主経由で送付します。
④ 氏名変更等	・氏名変更等があった場合は、所定の届出様式で申請してください。 ※「マイナ保険証」に反映するため、氏名変更届出は必要です。なお、旧「資格情報のお知らせ」は、添付不要です。
⑤ 滅失・棄損時等の再発行	・必要に応じて、所定の届出様式で申請してください。再発行します。（手数料はかかりません）
⑥ 退職時等の返納・回収	・「資格情報のお知らせ」は健康保険証ではないので、返納・回収は不要です。各自で処分してください。

※各種申請・届出は、事業主経由で提出してください。

4. 「資格確認書」の交付（例外的な対応）

○12月2日以降、マイナ保険証の利用が困難な方には、申請により「資格確認書」を交付します。

① 目的・用途	・「マイナ保険証」の利用が困難な方に対して、原則申請により「資格確認書」を交付します。医療機関等に「資格確認書」を提示することで、受診が可能です。
② 交付の要件	・下記に該当する方が対象になります。 1. マイナンバーカードを紛失したため 2. マイナンバーカードの更新手続き中のため 3. マイナンバーカードの電子証明証の有効期限が切れているため 4. マイナンバーカードを持っているが、健康保険証登録を行っていないため 5. マイナンバーカードを作っていないため 6. マイナンバーカードを返納したため 7. マイナ保険証による受診には第三者（介護者など）のサポートが必要なため
③ 様式・有効期間・更新	・様式は書面、ハガキサイズ（両面、コピーガード機能有） ・有効期間は、最長3年。交付時期によって異なり、満了時期を表記します。 ・必要に応じて3年ごとに更新。（第1回更新は、2027年12月を予定）
④ 交付申請	・資格取得時、被扶養者異動（追加）時、および上記②交付の要件発生時に所定の様式で申請してください。なお、マイナ

	<p>ンバーの届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健保組合の職権で交付することもあります。
⑤ 発行時期	<ul style="list-style-type: none"> ・上記申請から、10～14営業日後が目途ですが、個別対応のため遅れる場合があります。 ・また、事業主経由で送付のため、到着に時間を要します。
⑥ 現行保険証との併用は不可	<ul style="list-style-type: none"> ・現行保険証と「資格確認書」を同時に保有することはできません。 <p>※現行保険証の返納が必要です。</p>
⑦ 氏名変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名変更等があった場合は、所定の届出様式で申請してください。変更後の内容で再発行します。 <p>※旧「資格確認書」の提出が必要です。</p>
⑧ 滅失・棄損時等の再発行	<ul style="list-style-type: none"> ・所定の届出様式で申請してください。 <p>再発行します。</p> <p>※紛失時には、再発行手数料（1,000円）がかかります。</p>
⑨ 退職時等の返納・回収	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期間内に退職等した場合は、「資格確認書」の返納・回収が必要です。（紛失の場合は、滅失届） ・なお、有効期間経過後は、保険証として利用できませんので、返納・回収は不要です。各自で処分してください。

5. ホームページ・各種帳票の変更

○12月2日に健保組合ホームページおよび各種帳票の変更、入れ替えを行います。

○12月2日以降は新帳票で手続きしてください。すでに旧帳票で手配している場合は、12月末まで受付します。場合によっては、再提出や追加をお願いすることもあります。

以上